

## 第6回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年4月1日（月）9:30～11:45
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、  
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、  
林いづみ、松村敏弘、森下竜一
  - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、  
甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、  
世耕内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官
  - （参考人）鈴木学習院大学経済学部教授、山口JPホールディングス代表取締役  
（厚生労働省）鈴木大臣官房審議官、橋本雇用均等・児童家庭局保育課長  
（事務局）滝本規制改革推進室室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長  
中原参事官、武藤参事官、仁林企画官
4. 議題：
  - （開会）
  - （1）国際先端テストについて
  - （2）石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の見解について
  - （3）保育チームからの報告
  - （4）鈴木参考人からのヒアリング（保育に係る規制改革について）
  - （閉会）
5. 議事録：
  - 岡議長 それでは、第6回規制改革会議を開会いたします。  
本日は佐々木委員が御欠席でございます。また、稲田大臣が多少遅れて来られるということと、甘利大臣には1時間ぐらい経ったところで御退席ということでございます。あらかじめ申し添えておきます。  
最初に、甘利大臣より御発言をいただきたいと思います。
  - 甘利大臣 本日も委員の皆様におかれましては、お忙しい中ありがとうございます。  
今日の議題であります国際先端テストは、総理から導入に向けて取り組むよう指示が出ているところでございますし、また、先般の産業競争力会議でも大変関心の高いところでございました。是非、国民生活にどういうメリットがあるのかどうか、分かりやすくお示しをいただきながら、具体的な改革項目でこの国際先端テストを評価し、できれば次々実施をしていただきたいと思います。

石炭火力発電に対する環境アセスメントにつきましては、やはり産業競争力会議におきまして、石炭火力発電所の新增設に係る環境アセスメント基準というのを、来月の5月を目途に明確化する方針が石原環境大臣から示されたところであります。その基準において考慮すべき点などについて、規制改革会議としても見解をお示しいただきたいと思います。

規制改革というのは、この安倍内閣において大きな柱の一つであります。今日の2つのテーマのみならず、一つ一つ具体的な成果に結びつくように、戦略的取組を是非これからもお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。

議事に入る前に1点御報告いたします。3月29日に産業競争力会議が開催されましたが、今回も私から規制改革会議の活動報告を行いました。そのときの提出資料を本日、皆様のお手元にお配りしておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

それでは、報道の方は一旦御退席いただけますでしょうか。後ほど稲田大臣が来て、お話しいただくときにまた入っていただきます。

(報道関係者退室)

○岡議長 今、事務局から連絡がありまして、稲田大臣は急遽、本日は御欠席ということになりましたので、御了解いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。議事の1といたしまして、国際先端テストについて、まず事務局から説明をお願いいたします。

○滝本室長 「国際先端テストについて(案)」という資料を御覧いただきたいと思います。

まず「1. 趣旨」でございます。我が国の潜在力を最大限発揮できるよう、戦略分野を育成すること。また、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げる。これらのことを目指しまして、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づいた検証を行うとするものでございます。

「2. 検討の視点」でございます。以下のような視点から検討してはどうかと考えております。

- a. 諸外国と比べて一般的な規制かどうか。
- b. 諸外国に比べて過重な水準を求めているか。
- c. 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか。
- d. 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものになっているか。
- e. 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか。

こういった視点から検討していくというものでございます。

「3. 対象案件」でございます。国際先端テストの導入・定着を図るために、その課題と解決策の検討をスピードアップする。そうした観点から、本会議の最優先案件及びワーキング・グループの検討項目のうちから、今、申しあげました検討の視点に照らしまして、国際比較になじむものとして各省に依頼しているもの、これにつきましては一般用医薬品

のインターネット等販売に係る規制があるわけですが、すでに各省に依頼しているもの他、別添の追加候補案を参考に、ワーキング・グループにおいて追加的に数件の案件を選定いただいて実施することとしてはどうかと考えるということでございます。

「4. 検討の進め方」でございますが、おおむね、以下のような手順を基本としてはどうかということでございます。

まず、既に着手している案件及びワーキング・グループで選定した案件につきましては、規制所管省庁に見直しを検討を要請する。

規制を維持する場合には、国際比較に照らして、なお規制を必要とする合理性について、規制改革会議の場で所管省庁から十分な説明を求める。

その上で、会議としての見解をとりまとめて、所要の見直しが必要と判断する場合には所管省庁に見直しを要請する。

おおむねこのような手順で考えているところでございます。

めくっていただきまして、別添の追加候補案でございます。あくまで候補案でございますので、最終的に何を選定するかはワーキング・グループで検討をいただきたいと思っております。

まず「①一般健康食品の機能性表示の容認」の問題でございます。健康食品の機能性表示は保健機能食品を除いて認められていないわけですが、一方、海外ではアメリカなど、多くの国が機能性表示を可能にする制度を整備いたしまして、予防医学に積極的に活用する活動を行っていると聞きます。

そこで、有効性・安全性の確認は当然の前提ではございますけれども、理解しやすい健康機能を表示できる制度を作って、エビデンスに基づいた機能性表示を認めることとしてはどうかという問題提起でございます。

次に「②次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関連法令の見直し」ということです。天然ガス自動車に対します天然ガス充てん設備を併設したガソリンスタンドにおきましては、天然ガスディスペンサーを給油取扱所の給油空地内に設置することができないなどの理由によりまして、現在、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができないことになってございます。

他方、ドイツではこうしたことが可能といった指摘もございます。そこで、燃料電池自動車などの次世代自動車の普及も見据えまして、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化できるようにするべきではないかという問題提起でございます。

次に「③輸出通関申告官署の自由化」でございます。輸出入申告は、原則として貨物の保税地域等の所在地を所管する税関官署に申告することになっているところでございますが、他方、アメリカやEUではどこからでも申告が可能と聞いております。そこで、申告先の税関官署を自由化することを検討してはどうかというものでございます。

次に「④市外局番（OAB-J番号）取得に係る品質要件の見直し」となっております。

今、電話の03あるいは06といった市外局番の区別がある番号体系は、固定電話サービス市場において人気が根強いわけですが、一方で、この番号体系を用いてIP電話事業者がサービスを提供する場合には、通話の質に関しまして一定の品質要件が定められているところがございます。

他方、品質要件は欧米には見られない制度でございますが、日本では通話に係る品質が高い水準で固定化されているのではないかとといった指摘もあるところがございます。

品質要件を廃止して、品質も含めて消費者の選択に委ねてはどうかといった問題意識でございます。

以上、4つの候補案を掲げておりますが、ワーキング・グループで今後選定をしていたくということで、国際先端テストについての考え方を申し上げます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問をいただきたいと思います。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 3点申し上げたいと思います。

まず、私は基本的に、この国際先端テストについての案というものは非常によくできた内容だと思っておりますが、ここの「2. 検討の視点」に書かれているような考え方は、この国際先端テストというフォーマルな手続の場合に重要であるだけでなく、これに特段、明確には適用しない様々な規制の検討をする場合にも、これらの視点は極めて重要であるということは確認しておきたいと思えます。つまり、あくまでも国際先端テストの対象として選定するというのは、フォーマルな手続を通すのだという意味であって、それ以外の規制についても、ここに書かれたような視点で検討するということは、改めて確認しておくべきではないかと思えます。

2番目に、最後の紙で「国際先端テストの進め方について(案)」と書いていただいておりますが、時期が明示してございます。取り上げる項目について、こういう日程で進めるということについて全く異論はございませんが、こういうことは一過性のものでなくて繰り返しやっていくべきだと思いますので、今後新たな対象が出てきた場合は同じようなスケジュール感で、4月・5月というのが例えば6月・7月とか8月・9月とかになるという感じで、どんどんやっていくべきだと思います。

3番目でございますが、国際比較といった場合に、例えば私が担当しておりますワーキング・グループの審議でも実際にあったのですが、規制を所管する官庁の方から、いや、それは韓国でも同等の厳しい規制が行われているという説明があったのです。それは事実なのだと思いますが、例えば韓国の制度の場合、日本の法制に学んで制度を導入しているというケースも多々ございまして、その当該案件について、そうであったかどうか私は確認をしていないのであります。時として、日本のまねをした結果同じになっているのを、いや、韓国でも同じだという使われ方をしてしまうという、国際比較にはなかなか難しい

点があるというのは大事な点で、私は国際比較という場合に、基本的には高度先進国でも申しますか、アメリカ及びEUとの比較を原則として、もちろん、他に非常に進んだ制度が存在するというケースもあるとは思いますが、そういう場合は適宜、他の地域や国も対象に比較をするという考え方で進めるべきだと思います。

以上、長くなりましたが、私の意見でございます。

○岡議長 ありがとうございます。大変参考になる御意見だと思います。

浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 今の大崎さんの1点目は大賛成でございます、是非、この趣旨で今後も先端テストをやっていたきたいと思えます。

私は、より具体的に意見と質問を2つ申し上げたいと思えます。

最初に一般健康食品の機能性表示の容認の問題ですね。これは予防医学に積極的に活用するという意味で私も賛意を表したいと思うのですが、基本的に農林水産省と厚生労働省の法律が入り乱れていまして、御存じのように薬事法と食品衛生法、栄養改善法とか、これは消費者庁になりますでしょうか、不当表示防止法みたいなことも含めて幅広い所管がありますので、どこの省庁で国際先端テストをするかというのも一つのポイントだと思うのです。

薬事法の場合には御存じのとおり、いわゆるにせ医薬品といいますが、マイナスの側面を規制しようというのが非常に強いのですから、ここで言っていることは予防医学ということで、むしろプラス側面を表示してもいいのではないかと捉えていただければと思うのです。

そうなったときに、やはり食品というのは医薬品以上に、インチキ会社と言うとおかしいですが、年間そういう変な食品が多数出てまいります。そういう意味で、プラス面をうまく活用していこうと思うと、規制というよりは何らかの届出制みたいな形といえますか、そんな形で厚生労働省・農林水産省がきちんとまとめればありがたいと思っております、食品をめぐる問題というのは大抵の場合、農林水産省と厚生労働省が重なるので、その辺を是非お願いしたいと思っております。

2点目は質問なのですが、保税の扱いのところですか。通関のところですか。これは具体的にどういった部分でお困りかを少しお聞きしたいと思っております、逆に、例えば食品の場合ですと、検疫とか食品検査とかというのがあって、実際に保税地域の所在地以外で、税関も含めて申告するというのはかえって不都合みたいにも思っているのですが、具体的にこれはどういう業種で、どんな点がお困りかということをお知らせいただければと思うのです。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

今のお話は、ともに先端テストの追加候補例の御質問なのですが、2点目の税関のところについて、事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 「③輸出通関申告官署の自由化」につきましては、現在、貨物の蔵置場所のある所在地にそれぞれ申告をしなければいけないとなっているところを、諸外国ではどこに貨物の蔵置場所があろうと、ワンストップテストングでできるということになっておりますことから、そうした手続の簡素化を認めて欲しいという要望であると認識をしております。

○岡議長 浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 ということは、その貨物については、食品のように検疫とか検査とか、そういうものはないという状況なのですか。

○中原参事官 そこは制度の作り方次第です。そうした手続は当然あるのですけれども、最初の申告をどこにするかというところで、それぞれ蔵置場所のある税関のところに持って行かなければいけないか、1カ所でワンストップテストングをして、荷物自体はそれぞれの港に積み込まれるわけですが、手続的にワンストップでできればいいかということでありまして、検査・検疫についてはまた別の問題であると認識しております。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがですか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございます。

この国際先端テストというのは、私がかねて申し上げてきたのですけれども、規制改革がなぜ必要なのかということ国民に説明するツールとして、非常に大事だと思っています。つまり、規制改革がなかなか難しそうだけれども、何でこれをやらなければいけないのかということ普通国民に分かりやすく説明するという意味で、これが大事なのだと。そういう観点から考えると、今、いろいろ事務局の追加候補案というのが出ているわけですが、私ははっきり言って、もっと大玉案件にさわってもいいのではないかと思います。つまり、具体的に言えば農業とか医療とかエネルギーとか、こういう大玉案件とされているものです。なぜそれをやったほうがいいか。それはすなわち冒頭に申し上げた分かりやすさにつながるということが1点です。

もう一つは、国際先端テストというのは、これ自体は改革工程ではございません。つまり、これは事実関係の認識ということなのです。国民に対して申し上げた医療とか農業とかエネルギーとか、こういうものが諸外国においてはどのような関係になっているのか。具体的に言えば、混合診療というのはどういうものなのか。それから、農業でいえば農地法というのがあるけれども、これは諸外国においてはどのように取り扱われているのか。さらに、農業の経営主体というのは、諸外国においてはどうなっているのか。あるいは流通というのはどういうことになっているのか。こういう事実関係を国民に対してきちんと示すということが、とても重要ではないか。

同様にエネルギーについても、今、世の中では、例えば再生可能エネルギーというのは、ドイツにおいては失敗しつつあるのだという言説が流れているわけだけれども、それについても一体どうなっているのだということを政府の規制改革会議の責任において、しっか

り国民にお示しするということが極めて重要ではないかと思ひます。

申し上げた医療・農業・エネルギーのような大玉案件については、かねて最初から議論しているように、6月までにという時間設定の問題は確かにあるわけけれども、さはさりながら、事実関係を国民に示していく。それによって、この規制改革会議というのが、いわばやる気を持って本気でやるのだということを国民に示していくということはとても重要であると思っております。つまり、改革の実際の工程そのものを議論するのは多少時間がかかるにせよ、まずはどうなっているのかということを示すという意味で、私は大玉案件にさわっていくべきではないかと思ひます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 ありがとうございます。私の方からも3点ございます。

1点目は、先ほど大崎委員がおっしゃった点なのですが、国際先端テストでない案件だから、国際比較は関係ないでしょうということを、例えば関連の省庁が言うということが絶対ないようにやらなければいけないというのが一点ございます。

2点目でございますけれども、この所管省庁からの回答というところが非常に重要で、これまで書面で回答いただくということも、必ずしも十分な回答がなかったということなので、それなりの責任のあるポストの方に来ていただいて、しっかり議論ができるということが、私は非常に大前提ではないのかと思っております。

どの国をやるのかということも先ほど議論がございましたけれども、これも私は最初の会の方で国際先端テストが議論になったときに申し上げましたけれども、少なくともG7ぐらいの国はきちんと見なければいけないと思っております。それ以外に北欧、南欧、中欧、幾つか国はございますけれども、韓国も含めて若干そこは追加的に見ていく必要はあるかと思ひますけれども、単に1つや2つの国だけをとって議論をするということが絶対ないようにということでございます。

すみません。もう一点お願いしたいのは、これも過去の会議で申し上げた点です。所管官庁が出してきた回答が非常にリーズナブルで正しいものなのかということ、規制改革会議自体がきちんと判断できるだけの、我々の方も十分知識を持たなければ議論にならないです。そういった意味で、これはそれぞれのワーキング・グループで特にいろいろ議論を進めていくということになると思ひますけれども、各委員、事務局の方々は相当こちらの方も準備してかからないと議論ができないということで、これは何回も申し上げて恐縮なのですが、規制改革会議全体の認識として持つておかなければいけない点ではないかということで、ここでもまた強調させていただきたいと思ひます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。私も2点申し上げたいと思います。

まず、この資料1の「3. 対象案件」ですが、これまでの委員の先生方がおっしゃったとおり、私も現在挙げられている追加候補案というのは、国民の目から見て分かりやすさという点では少々欠けるのではないかと考えております。なので、ワーキング・グループにおいてより大きな観点から、国民生活にどういうメリットがあるかというのが分かりやすい形で整理して、より大きな項目を選んでいきたい。特に6月までの限られた期間にこれをやるという案件としては、いかにも小さいのではないかと考えられます。

2点目ですが、資料1の「2. 検討の視点」に書かれていることは、いずれも同意いたしますが、これを行うに当たっては、実質的な比較ということに重点を置くべきではないかと思えます。

国の制度は、それぞれ前提となる制度が違うと思います。形式的に比較するのではなく、それぞれの制度の実質的な面も含めて、日本の今の規制の合理性について検討すべきであると思います。そのためには、先ほど鶴委員もおっしゃったように、事前に資料を省庁から出していただいて、我々もよく検討した上で、ヒアリングにおいて官庁の方から実質的なおっしゃりたいところを、よく意見していただいて、こちらからも議論する。決して決めつけるという形でなく、こちらでも議論した上で、掘り下げた判断ができるようにしたいと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 まず、国際先端テストに取り上げられないものに関しても、規制を続けるのであれば、こういうことを挙証しなければならないのだということを、全ての案件で認識すべきだと思います。国際先端テストに取り上げられないものが、行政の挙証責任を免れると思われたら困ります。

先ほどの議論で少し混乱してしまったので確認させて下さい。韓国の例があるのが規制を維持する理由となるという話を聞いて頭の整理がつかなくなってしまいました。国際先端テストなので、世界中で一カ国だけ例外があり、日本も2つ目の例外だからオーケーだと思えるのは、そもそも論理的におかしいのではないかと。世界で最先端を目指す、一番進んだ国で問題が起こっていないにもかかわらず、なぜ規制するのかがそもそもの問題点なので、特定の1国だけを挙げて規制が必要と言われても困る。韓国だから駄目とか言うことではないはずですが。それが仮にアメリカだったとしても、アメリカの特殊事情によってアメリカだけで規制されている例を1つ出されたからといって、だから日本も規制を継続してもいいと考えるのではなく、規制なしにあるいはより合理的な規制できちんとやっている国があるにもかかわらず、なぜ日本では駄目なのかと考えるべきです。

一カ国日本と同程度に遅れた規制の例が出てきたからといって、はいそうですかと引き下がるのでは、国際先端テストの名に値しないと思います。この点は留意が必要です。

○岡議長 ありがとうございます。

森下委員、どうぞ。

○森下委員 すみません。私も2点ありまして、1つは、先ほど少し話が出ましたヒアリングなのですけれども、書面だけでやりとりしたのではニュアンスが分からないという点と、うまくごまかされてしまう点がどうしても出てくるかと思っておりますので、是非各省庁とのヒアリングの場を設けていただいて、本当に先端になっているかどうか、調べた事例自体が向こうに依存しているということになると、これはなかなか実態が見えないということも当然起こってきますので、そうしたヒアリングの機会も是非設けていただきたいと思っております。

もう一点は、先ほども浦野委員から出ましたけれども、一般健康食品に関してなのですが、これは非常に省庁が多岐にまたがっております、厚生労働省、農林水産省、恐らく消費者庁とか消費者委員会になると非常に幅広いので、どこの省庁が取りまとめるかによって全く違った内容になる可能性もあると思っております、その意味では、これは事務局へのお願いにもなるのですが、やはりどこか取りまとめる省庁でしっかり国際先端テストをやってもらう必要があるのではないかと。

その中では、場合によっては一般健康食品、いわゆるサプリメントと農作物の場合は、ひょっとしたら取りまとめる省庁自体が異なるということもあり得ると思っておりますので、厚生労働省と農林水産省とか、あるいは消費者庁がやるのか分かりませんが、少し実態に即して、本来取りまとめるべき省庁にきちんと依頼をしていきたいと思っております。

場合によっては国際先端テスト自体がたらい回しになって、どこからも回答が出ないということも十分、こういう各省庁にまたがった案件というのではあり得ますので、その意味では私ども事務局サイドと委員サイドも勉強しながら、ここは進めていく必要があると思っております、是非しっかり回答を出していただくようお願いして欲しいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

国際先端テストというのはあくまでも手段であって、ここでそのテーマの優劣を決めるというのではないと、まず理解しています。つまり、もう既にこの6月までというタイムフレームの中では、当然本会議のもう既に決まっている最優先案件が1番です。

ワーキング・グループで取り上げる項目が2番です。

それ以外の、要するに優先順位が6月のタイムフレームの中で低いものが追加的に来るのだらうなというのが私の理解ですので、少しここで再度、また大玉の議論というのは、元の議論に戻ってしまいます。つまり、国際先端テストをすればいいというものでは当然ないので、この6月までということでは、それは既に終わっている議論ではないか。6月という枠を外れて次に行うものについては、先ほど言ったようなものが多分出てくるのだらうなというのが私の理解です。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 国際先端テストそのものには賛成でございますが、この検討の視点だけを見ますと a・b・c・d・e があるのですが、これを読んでいても、世界から遅れているものは追いつくぐらいの発想の文章にしか読み取れないのですけれども、普通にやっているところとやれていないところを見つけて、それを同じようにやっていきましょうぐらいなので、先端に行くというのは、どの文章からどう読み取るのかがまず分からないので、多少嫌みですけれども、諸外国より研究した結果、新しいルールを設ければ成長戦略に促進できるようなルールという、規制のイノベーションみたいなものも必要なのではないかと思いますので、f ぐらいにそんな発想の文章を是非付け加えて欲しいというのが、私の要望であります。

もう一つ、私は多分医療とかITのところをやることになると思うのですけれども、医療分野などについては標準化でありますとか、ルールが決まっていないことによって利便性であるとか阻害している要因もあると思いますので「1. 趣旨」の「個別の規制の必要性・合理性について」という表現は、今、存在している規制だけではなくて、何か新しいルールの誕生も含めてと考えればよろしいでしょうか。

○岡議長 今の最後の質問に対して、事務局から回答はございますか。

○滝本室長 基本的には、そういうものも当然視野に含まれていると思います。

○岡議長 他にいかがですか。よろしいですか。大田さんありますか。いいですか。

率直なところ、私が期待していた以上に皆さんから大変前向きないろいろな御意見をいただきました。本当にありがとうございました。一つ一つ聞きながら、そうだなそうだなと納得して聞かせていただきまして、今日いただいた意見を早急に取りまとめて、この会議として先端テストの基本的な取組姿勢、この要旨はこれが基本だと思いますけれども、今日いただいた意見をもう少し盛り込んで、会議として先端テストにどういう考え方、どういう姿勢が取り組むのかということを取りまとめものとして、その結果をまた皆さんに諮りたいと思います。

その上で、今日のここでの議論は、そういう考え方、姿勢で臨むとして、とりあえず、この6月までの間にどのテーマを先端テストの対象とするかについて、皆さんの同意をいただきたいわけでありまして、事務局からの提案は、最優先案件として取り上げているインターネットの薬の販売、これは既に実施済みであります。他は、4つのワーキング・グループでいろいろ御検討いただいている中で、是非この項目はこの手法を講じてやるべきであるといったものを各ワーキング・グループから早急を選んでいただきたい。この追加候補例の4つは、正にエグザンプルでございます。これをやるという考えは全く何も決まっています。これはあくまでも例で挙げただけでございますので、むしろ各ワーキング・グループにおいて、この手法、このツールを使って、より効果的に進めていきたい

という項目を挙げていただきたいという趣旨でありますので、その御趣旨に御賛同いただければ。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 付言しておきます。私が大玉案件についてあえて申し上げたのは、この規制改革会議の姿勢を示すということの趣旨なのです。つまり、先ほども申し上げたのですけれども、どうやって改革していくのかという中身の工程の問題、これは時間があるから難しいというのはそのとおりであります。

私もそういうふうに思っていますが、しかし、国際先端テストというのは、先ほど申し上げたように、これは事実関係がどうなっているのかということなのです。ですから、鶴先生のおっしゃるように、例えばG7についてこういうふうになっているのだということについてペーパーを出していただければ、それはそれなりに私たちも理解できるし、同様に国民も同じように理解できる。それから、さて日本をどういうふうに変えていくのかという議論は、それは濃密な議論が必要だろうと思いますが、まずは事実関係を示すことによって、私どものこのやっている規制改革会議の議論というのが国民に対して、私たちは決して大玉案件を忘れていないぞという姿勢を示すことができると思います。

つまり、ずばり申し上げれば、若干失速しているのではないかという懸念を私は持っているのです。そうではないのだと、産業競争力会議とあわせて規制改革会議というのは、正に成長戦略の起爆剤として大きく国民に訴えていくのだという姿勢を示すという意味でも、まず事実関係について私たちは洗い出しを始めるぞと、それをどう変えていくかの議論はひょっとしたら時間がかかると説明すれば、なるほどと多くの人は納得してくれるのではないかという私の考え方でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

今の長谷川さんのお考え、私は先ほどの「皆さんのたくさんの意見」の中に含めて申し上げたつもりでございしますが、大玉か小玉かともかく、先ほど農業、医療、エネルギーという具体的な例を掲げていただいたものはそれぞれのワーキング・グループの中に入っているわけですので、是非、各ワーキング・グループにおかれましては、そういうことも考えながら候補案件を選んでいただきたいと思えます。

さらに、これは言うまでもないわけですが、今日も何人かの委員からありましたけれども、私ども、一応今回は6月までという期限を切っております。これは政権からの御要望もあってそうなっているわけですが、当然7月以降も続いていくわけですが、したがって、国際先端テストの手法は6月で終わりではございません。今後この手法を取り入れることが効果的であると我々が判断すれば、継続的にやっていくべきだろうとも考えております。そういった意味で、最初の半年間でこの手法を取り入れた成果をできれば大きく上げたいなという思いも持っております。

それでは、次回の本会議において各ワーキング・グループから国際先端テストの手法を取り入れてやる項目を出していただいて、また議論していきたいと思えます。

この会議の最優先案件であります「インターネットの薬販売」についての私どもの見解は既に出しておりますが、並行的にこの手法を厚生労働省と話をしております。前回の会議でも議論しました再度の申し入れに対する厚生労働省からの回答は、「現在、欧州等の規制状況についてさらに調査中のため、その結果が得られ次第回答するので、今しばらく時間をいただきたい」という回答が来ております。

これに対して、ここからは、私から皆さんに御提案ですが、これは国際先端テストという手法を取り入れた第1号案件であるので、しっかりとフォローしていきたいということで、厚生労働省に対しては「4月中の回答をいただきたい」ということを皆さんに御同意いただければ、厚生労働省にその旨を伝えたいと思っております。今日は4月1日ですから、要は1カ月以内にということでございます。それぐらいの時間的余裕があればできるはずだという思いもいたしますので、そのように厚生労働省に伝えたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○岡議長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

各ワーキング・グループの方々には次回までに先端テストの候補案件を選んでいただくと同時に、今日いただいたいろいろな意見を踏まえまして、国際先端テストの活用の仕方についての考え方をもう一度整理整頓して、またお諮りしたいと思います。

次に、議題2、石炭火力発電に対する環境アセスメントに移ります。これまでの議論を踏まえまして、事務局の方で素案を作りまして、それを皆様方にまた御連絡した上で、皆様方からのいろいろな御意見をいただいたという経緯を経ております。一部採用させていただいた形になっておりますが、本日の会議にて、本会議の見解をまとめたいと考えております。まず、事務局の方から、皆様方の意見も一部反映した上での案を御説明いただきまして、意見交換をしたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○仁林企画官 それでは、資料2を御覧ください。読み上げさせていただきます。

石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の見解（案）

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故以来、わが国の安価で安定的なエネルギー供給に大きな支障が生じている。この重大問題を克服するため、当面、石炭火力の位置づけを見直し、その役割を高めていくことが喫緊の課題である。一方、石炭火力の活用に伴い、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量が増大することになる。

この問題に対しては、電力の安定性、経済性、環境保全および安全性といった「3E（Energy Security, Economic Efficiency, Environment）+ S（Safety）」の観点から、バランスよく解決を目指していくことが重要である。

○ この点、石炭火力発電に対する現行の環境アセスメントは、CO<sub>2</sub>削減のため個々の事業者には過重な環境保全措置を求めている面があり、事業見通しを困難にしている。

結果として新規参入の障壁になるなど、安価で安定的なエネルギー供給の妨げになっている。

○ ついては、事業者が事業の参入や継続を躊躇することがないように、規制改革会議として、石炭火力発電に対する環境アセスメント手続きについて、以下のような措置を講じ、所要の見直しを速やかに図るよう求めたい。

1 国が審査指針で定めたBAT (Best Available Technology) の審査判断は、事業の計画的な進行管理に支障がないような時点を基準として行うこと。その際、その時点において商用化されている最先端の技術を国があらかじめ明らかにすること。

2 BATの審査に加え、更に個々の事業者に対して、個別事業と国全体のCO2に関する目標との整合性を求める審査に合理性があるかを見直すこと。仮に、整合性審査の必要性が認められる場合であっても、新規参入障壁にならないように、国は、事業者が講ずるべき措置について、実行可能で合理的かつ具体的な審査基準を明らかにすること。

また、その場合には、わが国の石炭火力発電技術が世界最高水準であることを踏まえ、その技術がわが国のみならずグローバルな環境改善に寄与しうる点に配慮すること。

3 新增設の場合も含め、審査を可能な限り合理化・効率化し、関係機関等からの意見聴取を同時並行で行うなどにより、手続き期間をできる限り短縮すること。

○ 環境省及び経済産業省におかれては、当会議の見解を踏まえ石炭火力発電に対する環境アセスメントなどに関する協議を加速し、早期に結論を得るよう努められたい。以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の見解(案)につきまして、御意見あるいは御質問がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○浦野委員 すみません、事前に意見を申し上げられることができなくて申し訳ないのですが、すけれども、3つ目の○の2番の最後のところです。「その技術がわが国のみならずグローバルな環境改善に寄与しうる点に配慮すること」。これは確か議論の中では、日本国内というよりは世界中でCO2が減ることが大事なのだという議論があったと思います。

そこをより具体的に強調するという意味で、日本政府として、確かCOP17で二国間クレジットというのを提唱していますね。私はそれのかなり重要な具体例になると思うのです。それを日本で実施した上で世界にというのは物すごく価値があると思うので、例えばここにより具体的に、その技術がCOP17で我が国が提唱した二国間オフセットクレジットメカ

ニズムの導入の具体例にもなり得るという点に配慮することというような文章で入れていただければ、このことの価値がより高まるような気がして、事前に申し上げなくて申し訳なかったのですが、御検討いただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

滝委員、どうぞ。

○滝委員 今の浦野委員の話にも関係しているのですけれども、これは産業活性化に石炭火力の進んだところを大いに活かすという結構大きなテーマだと思っています。石炭火力発電技術がさらに進み、無公害とまでは言いませんけれども、それに迫る石炭火力発電のコストが下がるということになってくると大変な意味があります。さらにもう一つ言えることは、エネルギーがらみで日本の先進性を印象づける非常にシンボリックな存在になり得るということです。特に今はいい意味で非常にチャンスなのではないでしょうか。過去には、決済が遅れるあるいは遅れすぎて具現化の機会を失ってしまうというようなことの中で、世界の国々は採用したいのだけれども日本国内に事例がないというようなことで採用できなかった例が相当あったと聞いています。そういうところが改善されれば日本の産業の大きな活性化にもつながりますし、あわせて日本に対する評価の向上にもつなげられると思います。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。この見解（案）の○の3つ目の2というところ、「BATの審査に加え」というところのさらに第2文として「仮に」とあるわけですが、英語で言えばこれは仮定法過去の「仮に」だろうとは思っています。以前の本会議でも議論したように、ここをBATに加えてさらに個別の事業について基準が必要だということがいま一つ分からないということです。ここの合理性があるか見直すこととあって「仮に」とあるのですが、ここで言っています実行可能で合理的かつ具体的な審査基準を明らかにすることという審査基準が、本当に仮にということがあったとしてどういうものが出てくるのかがはっきりいって想像できないということを何度も申し上げているわけですが、例えばどういうものが出てくる可能性があるかと事務局は考えられたのでしょうかということです。

つまり、BATの審査でクリアしたと、そうすると個別のあるプロジェクトの審査に入った上で、何かの基準を以て、やはりBATはクリアしているけれども、駄目ですという基準が出てくるということなので、それがどういうものなのかというのがよく分からないので、想定している範囲、別にこうだということでは決してないのですが、その辺は教えていただければと思います。

○岡議長 事務局から何かありますか。

○館次長 こちらの方で考えておりますのは、前回のヒアリングで環境省の方からも御回答がございましたけれども、国全体としてのCO2の排出削減というものを考えられた場合

には、それにあわせて事業者として新規参入事業者、既存の業者も含めて、何らかの排出削減目標、自主的に計画を作ることを考えるわけでございます。そうしたものととの整合性、個別事情との整合性ということが一つは考えられるのではないかと考えております。

○岡議長 佐久間委員、よろしいですか。

○佐久間委員 今のお話ですと、あるそういう目標が作られて個別事業者のある枠があって、その枠をこのプロジェクトをやるとはみ出してしまうときには認めないということだとすれば、それはそもそも環境アセスに入る前の話ではないかと思うということなのです。ですから、ここはもう一旦そのプロジェクトは認めても、環境アセスに入ったときに基準として考えられておられると思いますので、そのときにどういう基準かがよく分からないということでございます。

○館次長 全体として、そのプロジェクトをどの段階で認めるか。それは政府全体として初めから民間の発電事業の燃料原材料別の枠をかちっと決めることもあり得ると思いますし、環境省としてはその際に、そういうものがまだ決まっていなくても、CO2の削減目標みたいなものが全体としてあって、個々の事業者ごとといいますか、新規参入の予定事業者、もしくは全体の事業者で何らかの計画を策定したときに、それを環境アセスメントの段階でチェックするような手段も残り得るのではないかという視点だと思います。

○岡議長 よろしいですか。

○佐久間委員 分かりましたというところまではいかないのですが、いずれにしても合理的でなければそういう審査基準はないとも理解できますので、この文言は他の委員の方が異論なければ、私としてはあえてここで全部取る必要があるということまでは申し上げません。

以上です。

○岡議長 安念委員、どうぞ。

○安念委員 私、佐久間委員の御疑問に全く賛同で、うちの会議としては「仮に」のセンテンスはなくてもいいと思うのです。つまり、現在の発電所省令、これは省令ですけども、12条2号があるからこのセンテンスを書かざるを得ないという、事務局としては当然の御提案なのですが、そもそもあの条文が何を意味しているのか全然分からない上に、非常にマクロな環境上の目標に対して、個別事業をそれに合わせろというはもともと無理に決まっているのです。例えば2050年に80パーセントCO2削減という目標に個別の火力発電所を合わせろといわれても、できるはずがない。できるはずのないことをやれと言っているのから、我々はそんなことまで気にする必要はもともとない。つまり、あの条文を組み替えろというほうがずっと規制改革になるわけです。

佐久間委員は非常に紳士だから、削除せよとはおっしゃらなかったが、私は削除せよと言いたい。つまり、ここまで親切に心配してあげる必要は全然ないのであって、「仮に」の前のところを活かせばそれでよろしい。向こうから文句を言ってきたら、それなら考えてやらぬでもないということを見せてやればいいでしょう。したがって、「仮に」の一文は削

除することを提案します。

○岡議長 ありがとうございます。

どうぞ。

○安念委員 佐久間委員が本当はおっしゃりたかったであろうことを、あえて私が付度して申し上げました。

次に、3つ目の○の1のところですが、非常に苦心の作文というか、文章でして、表現ぶりとしてはよく分かるのです。が、つまり、事業の計画的な進行管理に支障がないような時点といっても、事業によっていろいろな形態があるから、一義的にこの時点という具合に決め打ちしてくれといっても難しいのはよく分かるのです。しかし、例えばの話として、「時点」の後に「入札条件提示時」というような括弧書きを入れるというのも一案かなと思うのですが、どんなものでしょうか。というのは、札を入れられないというのでは話にならないわけです。そうすると、入札の条件として、官庁がかくかくしかじかと言ってきたときにはまた話が変わってくるかもしれないという留保を伴った条件にしなければいけなくて、大変ビジネス上困ると思うのです。表現振りとしてもっといい知恵があるならばそれに従いたいと思います。あるいは、ここで言う「時点」というのは、例えばの話、入札の条件を電力会社が提示するときのことでもある、そうでなければならぬとは言わないが、そういうことでもあるということ、この場での共通の理解にするというのであれば、それでも結構です。いずれにせよ、現在のように、準備書の段階までずるずる先延ばしはさせないぞ、という意味の文言を何か一つ入れておいたほうがいいかなという気がいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 まず、今の点の最初の方からいきますと、資料2の3つ目の○の2番の「仮に」の文章、私も結論としてはすっきりするのは、もう「仮に」をとってしまって「見直すこと」で終わるのがすっきりしていると思います。ただ、週末に原案をいただいたときに、「整合性審査の必要性が認められる場合であっても」という文章があったので、そうであるとしたら、これはあくまでも「見直す」ときに、もし「仮に」、BATの審査に加えて整合性審査を行うことに合理性があるのだというのであれば、規制当局は「実行可能で、合理的かつ具体的な審査基準を明らかにしなければいけない」、いわば立証責任の転換のようなことを考えて、そうであれば「仮に」という言葉を入れ、「実行可能で」という言葉を入れるべきではないかという修正意見を申し上げました。

佐久間先生や安念先生がおっしゃるとおり、ワーキング・グループではそもそもBATの審査するのに、さらに個々の事業者に対して国全体のCO2等の目標の達成についての整合性審査まで課するのはナンセンスではないかというのが総意だったと思いますので、そういう意味では、「見直すこと」ということで、もしそれ以下をとるということであれば、私はそれに賛同いたします。ただ、今のように「仮に」ということまで入れたほうが実際の

には丁寧な意見になるのではないかと思います。

資料2の3つ目の○の1番の方なのですが、「事業の計画的な進行管理に支障がないような時点」という意味は、私は、遅くとも事業者が申請する時点では審査基準が何か分かっていることという理解で同意しました。といいますのは、申請するときには何が基準か分からなければ業者は申請できないわけですから、そういった意味で、ただ、それを「申請時」としてしまうと、より後ろになってしまうことがあるので、この「支障がないような時点」というのは、それよりも前を含む柔軟性を持った表現だと、善意に理解しすぎたのかもかもしれませんけれども、そういう趣旨でこれでもよろしいかなと思った次第です。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 安念先生が自分を謙遜しておっしゃったけれども、私はこの本会議は何を言ってもいいのだと思っていますから、別に率直な意見を戦わせるのは非常に結構だなと思います。

さて、その上で、私も「仮に」以下はとったほうがいいと思います。というのは、前段で政府に対して合理性があるかどうか見直せと言っているわけですね。ところが、後段があると、あるかどうかについては認められる場合であってもという、政府が認める必要性があると、認めるのだということ認めて、我々が認めてしまって、つまり判断を相手に委ねてしまうという話なので、我々の立場は見直せということに尽きるのだということによろしいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがですか。よろしいですか。

どうぞ。

○安念委員 私が言った「時点」の話ですが、これは別に具体的に書き込まなくて、今、林委員がおっしゃったような意味で、つまり、遅くともアセス申請時までであって、そこから後はもう手戻りが生じてしまうから駄目だ、遅くともそこまでののだ、というのがここでの共通理解だと仮にすれば、その点を議事録に残していただいて、文章の方はままでも結構と思います。

○岡議長 よろしいですか。

皆さんの意見を今聞かせていただきまして、まず、第2項の「仮に」の後の表現をどうするかということについては、削除することがどうも皆さんの多くの意見のように感じました。したがって、「仮に」以下を削除します。

第1項の「事業の計画的な進行管理に支障がないような時点」というのは、私も実は林委員のように、事業者にとってより有利な時点、と受けとめたのですが、安念委員がおっしゃるように、この時点の後ろに何か例示をしたほうがよろしいのかどうかということです。例えば、遅くともアセス申請時点、というようなことを括弧書きで入れるかどうかで

すが、この点についていかがですか。原文のままでもいいのか、括弧して（遅くともアセス申請時点）というのを入れるかどうかです。

林委員、いかがですか。

○林委員 これだけ読んだだけでは分からないということかもしれませんので、そういう意味では安念先生おっしゃったように括弧書きで「遅くともアセス申請時点」というのを入れたほうが分かりやすいのかなと思います。

○岡議長 安念委員、いかがですか。

○安念委員 それはありがとうございます。

○岡議長 それでは、第1項の「時点」の後ろに、遅くともアセス申請時点ということ括弧書きで追加するというようにさせていただきたいと思っております。

第2項のセカンドパラグラフに関して、「二国間クレジット」の話と「日本の経済活性化あるいは産業活性化に大いに役立つのだ」という御意見をいただいております。これを第2項の中にどのように織り込むかということだと思っておりますが、実は二国間クレジットにつきましては、先週金曜日の産業競争力会議におきまして、エネルギーがテーマだったのですが、大変強い意見が出ました。ですから、あちらの会議で間違いなく二国間クレジットの話が上がってくると思いますが、産業競争力会議は産業競争力を強化するという観点から議論しておりますので、当然、高効率の石炭火力の技術を使うことによって産業の活性化にもなるし、ここにも書いてありますが、日本のみならず世界的にも貢献していくのだというような議論もされております。

したがって、ここにそれを織り込むこと自体については全く問題ないと思っておりますが、それをどうしても織り込むかどうかという必要性の問題だと思っております。少なくとも今日の記者会見のときには口頭で強調しますが、文書に織り込むかどうかについては私に預らせていただくということで宜しいですか。事務局、先ほどの2点の修正意見、「仮に」以下を削除することと、時点の後に括弧で入れる文章。加えて、今のところを織り込んだ場合のアイデアをこの会議の終了時までには作っておいてください。お願いします。

どうぞ。

○安念委員 これまた議長にお預けするというのは大変虫がよくて恐縮なのですが、3つ目の○の2で、「仮に」をとってしまったわけです。そうすると、その次の「また、その場合には」の「その場合」がなくなってしまったのでこれをどうするかが問題となります。しかし、この「我が国」云々はとてもいい文章なので、とってつけたようかもしれないけれども、「とりわけ」とかと言って、この文章自体は生かしたいという気がするのですが、どんなものなのでしょう。ですから、その修文を議長にお任せしたいなと思っております。ですので、どうでしょうか。

○岡議長 分かりました。そうしますと、先ほどの二国間あるいは産業活性化まで入れる場合は、私のアイデアですが、今の4つめの○の前に○をもう一つ作って、1、2、3を言った後に、今の部分を取り出して4つ目の○として、全体をカバーするような表現です

ね。そうすると、「また、その場合」というのは必然的になくなりますね。では、そういう形で進めさせていただきます。

西村副大臣、どうぞ。

○西村副大臣 確認をさせていただきたいのですけれども、最後の○なのですが、環境省と経済産業省において協議を加速し、早期に結論を得るように努められたいの「早期に」なのですが、岡議長も御案内のとおり、競争力会議でも議論になって、5月下旬には東電の入札が締め切られるということがありますので、早期にというのは4月末とか5月上旬とか、そういうことを指しているということと理解しておりますけれども、よろしいですか。そういうことですね。

○岡議長 はい。副大臣はもっと具体的に明記したほうがいいのではないかと。

○西村副大臣 遅くとも5月上旬ぐらいにははというのを入れていただいてもいいのかなと思います。私側から言うのは変ですけどもね。

○岡議長 スピードアップすることに反対する方は誰もおられませんと思いますので。ここももう少し踏み込んで、先ほどの厚生労働省への回答ではないですけども、1カ月以内ぐらいにしましょう。どうでしょうか。「早期に」のかわりに「1カ月以内」と。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 では、そうさせていただきます。事務局、そういうことでお願いします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議題3の保育チームからの報告に移りますが、ここからは鈴木参考人と山口参考人にも御出席いただきます。また、議題4の鈴木参考人からのヒアリングの質疑応答のためにお越しいただいております厚生労働省の方にも入っていただいております。

それでは、まず大田議長代理から説明をお願いいたします。

○大田議長代理 前回御承認いただきました保育チームは先週金曜日に活動を始めました。この本会議の議事が効率的・効果的にいくように作業を進めてまいりたいと思います。

第1回目として、前回、いろいろな情報を出すことが大事だという御意見がありました。まず厚生労働省にこういう資料を出していただけないかという一覧をまとめましたので、御意見をいただければと思います。資料3を御覧ください。

厚生労働省に対して、待機児童が50人以上存在する東京都、神奈川県及び埼玉県の各市区町村について、下記の①～③に掲げる資料を請求したい。

①です。下記の基準のいわゆる「上乘せ基準」、この意味は児童福祉施設最低基準からの上乘せです。その一覧表、当該市区町村における待機児童数の一覧表、施設基準と職員基準です。

②株式会社及びNPO法人の認可保育所への参入状況の一覧表及びその当該市区町村における待機児童数です。

③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態の一覧表と市区町村の待機児

童数の一覧。まず、1つとして、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集をする際に、応募資格として株式会社等を排除している例。

市有地を活用して保育所を運営する法人を募集する際に、応募資格として株式会社等を排除している例。

市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募資格として株式会社を排除している例。

「安心こども基金」で出されている補助金について。前回の横浜の御説明で、横浜としては株式会社に内装整備費事業補助を出しているというお話がありました。認可保育所の新設にかかわる補助金というのは、社会福祉法人に限定されていますので、なるべく競争条件を等しくするために内装整備費事業補助を最大3,000万円補助するという御説明がありました。

自治体から出すのは250万円で、残りはこの国の「安心こども基金」から補助されるということです。こういう補助金が株式会社等に交付されていない例を示していただきたいということで厚生労働省にお願いしたいと考えております。

○岡議長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して御質問があれば。

鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 ありがとうございます。これは全国を全部調べるのは大変なので、具体的に東京都、神奈川県、埼玉県の各市町村を選べられたということだと思えるのですが、具体的に選ばれた理由というのは幾つか多分あるのだらうと思えるのですが、教えていただければと思います。

○大田議長代理 急ぐ話ですので絞り込んだということで、首都圏、特に待機児童が多い県ということで選びました。

○鶴委員 前回、西村副大臣が国内先端テストということをおっしゃいまして、横浜というのは明確に目標にすべきところであると思うのです。そこと比較可能なところをちゃんと選んで、そこでどうなっているのかというのが多分こういう比較のテストをするときに非常に重要な要件だと思うのです。私も今大田議長代理がおっしゃった点、比較対象ができるということでもここを選ばれたと理解しているので、非常に都合いいところを選んだとかではなくて、あくまでも横浜と比較できる、だからこそ、そこと違うやり方をしておれば改善していただくという意味合いで選んでいるということを確認とか説明していく必要はあるのかと思いました。ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このような資料を求めていきたいと思えます。

次に、議題4の保育に係る規制改革について、鈴木参考人からヒアリングを行いたいと思います。鈴木さん、よろしく願いいたします。

○鈴木参考人 鈴木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、そもそも待機児童というのはどうしてこんなにたくさんいるのかと、そして、

それがなかなか解決しないのはどうしてなのか、それを解決するための規制緩和というものはどういうものが考えられるのかということについて15分ぐらいでお話しせよということでございますので、その話を15分ですとなかなか細かいところまでいけないと思えますけれども、本質的な問題のみに限って少しお話をさせていただければと思っております。

プレゼン資料は資料4ということで今用意しておりますけれども、まずウォーミングアップのお話、簡単な例え話から入りたいと思います。ここにミネラルウォーターが用意してあるのですが、これをもとになぜ待機児童というのが発生するのかという簡単な例え話をしたいと思うのです。

これは先ほど私が買ってきたのですけれども、110円です。遅れそうだったので走ってきましたので、これを買うことを私は非常に満足しております、110円で満足して買っています。多分他の人も満足して買っていると思うのです。これはそもそも満足しなかったら誰も書いけませんので、市場のもとでは消費者は110円の価格で満足する。そして、企業の方も実は満足して110円で売っているはず。なぜならば110円で利潤を上げて、利潤を上げていない企業は存在していませんので、このように消費者と企業が折り合いをつけまして110円という価格で双方満足して取引して、効率的な社会を営むというのが我々が生きている市場経済というものなわけです。

ここで例えば与党の政治家が、たかが水に110円もの価格をつけるのはけしからぬと、特に生活必需品でありますから、低所得者にとって110円というのは高いではないかということで10円にしようということで価格統制をいたしましょう。このとき何が起こるかということをお皆さん考えていただきたいのですけれども、低所得者が110円だったら、当然それ以外の方が110円というのはあまりにも落差がありますから、例えば30円にしようということにしたとします。

そうしますと、まず利用者、消費者の方を考えると、今まで110円だったものが10円とか30円になるわけですから、どんどん欲しいということになるわけです。当然、自動販売機とかコンビニとかに行列ができると思います。これが水待機者というわけです。しかし、並べる人はよほど暇な人か、よほどせっぱ詰まっただのが渴いた人なので、当然他の人は行列を見て、少し後にしようと思うわけです。これが潜在的な水待機者ということでありまして、お店に水が搬入されたら、行列が少し小さくなったら並ぼうと思っている人たちですから、逆に言うとなかなか並んでいる人は短くならないのです。少しでもお店に水が入ると、行列が少なくなると潜在的な人たちがどんどん行列に並びますから、そういう意味でなかなか解消しないというわけです。

この混乱状況を見て、政府も何かしなければいけないということですので、当然割り当てを考えます。割り当てというのは、せっぱ詰まってどうしても飲みたい人とか、低所得者、弱者とかという人に割り当てをして、この人たちに優先的に水を飲ませようということをするというのが消費者側の方です。

では、企業の方はどうなるかということですが、今まで必死の企業努力の末に110

円で売っていたわけですが、これは10円にされたらたまらないです。採算は全然合いませんから、当然、その企業はどんどん撤退して、こんなものは売りに出さないということになります。それは政府にとっては困りますから何を考えるかということ、まず公的な企業を作るわけです。公的な企業を作って公務員を入れて水を生産しましょうということになります。でも、そう簡単には増えませんから、今度は自分のお眼鏡にかなった民間の企業に大量に補助金を投入して水を作りなさいということになります。前者を公立認可企業とします。後者を私立認可企業と呼ぶことにいたします。

当然、今まで民間で効率的に運営されていたものに比べて、こういう補助金を投入したり法律でやったりするということは、当然効率性に劣る経営をするわけです。特に価格が非常に安いので、もうどんどん並んでいるわけですから、企業努力は全然する必要はないです。飛ぶように売れますので、企業努力をする必要はありません。当然水の質も落ちてくるわけですが、公立の企業、私立の認可企業は、割り当てをする政府の方ばかり見て生産を行いますから、水の味も落ちてきます。でも、消費者は安いですから、我慢、我慢ということになるわけです。

効率性に劣るということはコストもどんどん高まっていきます。当然公立の認可企業にしたら、これは公務員ですから、ただでさえ人件費が高いのですが、社会保険庁と同じで独立王国ですからどんどん職階を上げたり、休日は働かない、残業もしないとどんどんコストが高くなっていきます。そうなりますと、110円の生産コストだったものが300円とか400円になるわけです。しかし、消費者は10円とか30円で売っているわけですから、そのぐらい大量な赤字が発生しているわけです。これはどうするかということ、政府がやっていますから、税金を投入するということになります。大量の赤字で税金を投入されているわけですが、消費者は自分が直面している10円とか30円だけが重要ですから、その裏に大量の税金が入っていることなどは考えないわけです。そういうことにだんだんなってくるわけです。

そして、そうなりますと、大量の補助金、税金を投入するということになると、政府もなかなか水待機者対策をできなくなるわけです。なぜならば、公費がなかなか用意できませんから、一生懸命待機者ゼロとか言うわけですが、先立つものがないのでなかなか対策ができないということになります。

そうしますと、規制を結局作って、株式会社は駄目だとか、特殊な会計を作れとかいろいろなことをして、実質的に規制をして、なかなか簡単には企業が増えないということになるわけです。業界団体もそうです。こういう規制された産業は、我々はレントと言いますけれども、高コスト構造を享受できるわけです。ですから、業界団体を作って、一生懸命ロビーイングをして、株式会社などは絶対入れないぞと、消費者も安い価格で喜んでいますから、これを抱き込んで、消費者とともに規制緩和は駄目だというようなことになるわけです。

そうしますと、待ってられない水待機者はどうするかということ、裏通りから、違法な

業者から買ってくるわけですが、それは全然質が保たれていませんから、お腹を壊したりする人も中には出てくるわけです。

そして、先進的な自治体は見るに見かねて自分たちで補助金を出して認証企業というのを作って経営をやらせるわけですが、これは全然補助金が出ていません。認可の企業が非常に安い価格でダンピングしていますから、なかなか経営が苦しいという状況になるということです。

今のお話のとおり、これは断然保育の話と全く同じわけですが、何が問題かというと、価格が人為的にコントロールされている、それだけでこんなおかしなことが次々できてしまうということです。

何をすればいいかということですが、それは簡単で、価格を自由化するというのが基本なのです。その後作った割り当てだとか参入規制とかそういうものは撤廃してしまうというのが一番簡単な水待機者対策ということになるわけですが、これは水の話だとすごく分かりやすいと思うのですが、保育と言ったとたん、いろいろ特殊な世界だということになってなかなか話が進まないわけです。これで解決かということですが、もう一つ問題があります。それはそもそも政治家が低所得者のために何とか価格を安くしてあげたいと思ったわけですが、それがどこに行ったのだということです。これも実は簡単なのです。水の価格を下げずにそういうことができるわけでありまして、どうすればいいかというと、低所得者に対して直接補助金を出せばいいわけです。彼らが使える補助金を渡せばいいわけです。そうしますと、他の中高所得者に補助金を出さずに済みます。あるいは企業で中抜きされずに済みますので、わずかな補助金で済むということで非常に効率的なことになります。これが今水の話ですが、保育についても全く同じでありまして、これが基本的な問題の構造と対策の方針ということでございます。

そこで、資料4というところを見ていただきたいのですが、基本的に今のお話の繰り返しになるわけですが、今度は待機児童の話です。ここで私が強調しておきたかったのは、保育というのは特殊な世界の話ではないということでありまして、どんどん特殊な話、専門的な話に持っていかれてしまうと思いますけれども、常にそうではないということ念頭に置いていただければと思います。

まず、待機児童よりも重要な潜在的な待機児童ということございまして、待機児童というのが4月の時点だと2万5,000人で、10月だと4万人ぐらい発生するわけですが、これは10年以上全然減らないわけですが、なぜ減らないのかということなのです。実は、毎年それ匹敵するぐらいの定員増というのはずっとやってきているのです。昨年ですと3万6,000人、その前の年だと4万6,000人も増やしているわけですが、一向に減らない。

このメカニズムは一体何かというと、先ほど話したとおり、待機児童対策をして定員をふやすと、それが呼び水になって潜在的な待機児童がやってくるわけです。統計に載っていない人がやってくるということでどんどん顕現化するということですので、待機児童対

策をするのに何が重要かという、潜在的待機児童を見て対策をするというのが重要だと思います。では、一体何人ぐらいいるのかということですが、これはいろいろ学術調査もあります。周・大石という論文があるのですが、大体首都圏で25～30万人ということで10倍ぐらいの数字。全国的には60～85万人という程度だと推計しておりますから、これは対策しなければいけないです。今の2万5,000人とかという規模に比べるととても倍率になるわけです。これは対策しようと思つたらとても公費が出ていくことになりますので、なかなか対策できないというのが当たり前のことなわけです。

そこで、ただ単に供給量を増やして、消費税を上げてその分だけ非常に高コストな公立の保育所とか私立の認可保育所を作ることではなかなか先立つものはありませんから、先に進まないというのがずっと続いてきたことですし、これからも続くだろうということでございます。

そうすると、構造的な問題を対処せざるを得ないわけですが、まず1つは何かというと、認可保育所の保育料が安すぎるのです。これはなかなか勇気を持って言う人がいないのですが、はっきり言って安すぎます。大体どれぐらいなのかということですが、認可保育所というのは応能負担、所得に応じて決まるというメカニズムになっていますけれども、内閣府の調査で大体平均で2万4,000円ぐらいです。それに対して例えば東京都の認証保育所、認可外ですけども、幾らぐらいかということ5万3,000円ぐらいということで大変な落差が生じているということです。

なぜそんな認可が安いのか。高所得者が本当は取らなければいけない基準になっているのですが、なぜそんなに高いのかというと、自治体が独自に安くしてしまうのです。というのは、低所得者のところはほぼただなのです。生活保護世帯ですとか非課税世帯というのは保育料がただですので、ただのところとあまり落差を広げるわけにいかないので、そんなに高所得者も高く取れないということで、自治体が独自にいろいろ減免する。そして、2人目は半額にするとか、3歳児以降はもっと安くするとか、いろいろやって、結局安くなるというのが認可保育所の実態なのです。

4ページ、では、それだけ安いわけですが、本当のコストは一体幾らなのかということですが、実はこれは非常に見えにくくて、あまり情報も公開されていないのですが、大変高くついております。例えば東京都の認可保育所、公立の場合ですけども、ゼロ歳児一人当たりの運営費というのは、月額50万を超えています。つまり、1人1カ月ゼロ歳児を預かってもらうと50万円かかるということになっています。私立の認可はそれより少し少ないのですが、29万円程度ということですので、実は裏腹で大変な公費が出ているということなのです。

ページを幾つかめくっていただいて9～10ページ、これは一体何なのかというと、国が公表するベースでこれぐらい公費を出ているのですというものと実態はどれぐらい乖離があるかというのを見てもらう。これは実はある役所が作ったものなのですが、一番上の国基準というものが大体公表する数字なのですが、私立ですと平成17年で2,700億円、

地方が2,700億円で利用者が3,600億円払っていますというわけですが、実態はこんなに払っていないのです。実態はその下でありまして、実態は2,500億円しか払っていないで、しかも出ている公費はもっと高いということです。これが公立になるともっと悲惨なわけです。それが平成22年のベースだとどうなるかと書いています。

結論だけ申し上げますと、実は認可保育所というのは私立で申しますと利用者が保育料として払っているのは25パーセントです。そして、公立の場合は19パーセントということです。大体2割ぐらいしか利用者は払っていないで、実は8割が税金で賄われているという構造になっているというのが実態です。特に都市部、東京都はもっと悲惨で、9割公費が出ている、1割しか負担していないというのが現状です。これが全然公表はされていないのですが、本当の実態であるということです。

こういう構造に対してどうするかというのが先ほどの例え話と同じでございまして、基本的に価格を自由化するのだと、参入も自由化するのだというのが基本です。政治的にどこまで何をどれぐらいできるかというのは、落としどころは考えるとして、基本的な方向性はこういうことだということです。価格自由化すると、とんでもない価格をつけるやつらが出てくるというのが典型的な批判なわけですが、そんなことはないのです。

次のページを見ていただくと、これは東京都の認可外保育所である認証保育所というものの価格の分布を調べたものでございまして、自由価格にしたら月額30万取る保育所が出てくるとか言うのですけれども、そんなものは出てこれはないのです。見ていただくと、世の中競争していますので、30万の価格をつけた保育所は潰れますので、当然価格は収斂していきます。見ていただくと、大体5万円とか6万円ぐらいのところ分布が集中しておりますので、認証保育所というのは価格を自由化しているのですけれども、自由化してもこの程度だということでございます。もし不安だったら、上限と下限を決めておけばいいのですよということでございます。

ただ、なかなか規制緩和といってもここまで根本的な対策をとる、程度はどこまでといたしましても難しいということで、セカンドベストとしては、価格規制は維持したままで、規制緩和によって供給増を図るところを恐らく狙っているのだと思いますけれども、そういう意味ではどういうことが重要かということをお5点ばかり挙げております。

1つ目は、供給増を図るといっても、お金は大変高コスト構造、税金が物すごく出ていきますから、先ほど言ったように簡単にふやせないのです。ですから、財政がどこの役所も逼迫しているわけですから、そして、消費税を上げるまでまだまだ時間がかかりますので、とりあえず今できる対策を考えるためには質は保たなければいけませんけれども、やはり低コスト化を図ることが重要で、低コスト化を図ればその分だけ同じ公費でたくさん定員増をふやすことができますので、そういう方向で考えるべきだということです。

特に株式会社は、運営費は2割ぐらい安いということは分かっていますで、これがどんどん参入できるようにすべきである。そして、皆様御存じのとおり、株式会社が参入でき

ることが法律上、通達上は決まっていますけれども、実質的にはいっぱい規制があつてなかなか参入ができないわけです。例えば株式会社が配当できないとか、内部留保を全部使わなければいけないとか、特殊な会計を作らなければいけない、いろいろな規制があつて、自治体でそれを拒んでいる。先ほども大田代理の方から御報告があつたように、自治体が勝手に拒んでいるという状況がありますので、それをどんどん変えていく必要がある。

そして、保育士不足というものに対して、認証保育所はとにかく保育士は6割でいいと、認可は全部なのですけれども、6割でいいと。あとは保育を今まで子育てなどをしてきたベテランの人たちが手助けに入ることによって保育士が同じ部屋で監視していれば全然問題にならないということで、実際全然問題なく認証というのは運営しておりますので、それぐらいの緩和はやってもいいのではないかと。

これは実は法律や社会福祉法人も今保育士不足で困っておりますので、彼らだって朝の早朝保育とか延長保育は保育士でない人が働いていますので、実態に合わせるということで、保育士の規制緩和というのはどこかに落としどころがあるのではないかと。両方が納得するものがあるのではないかと考えています。

そして、面積基準、先ほどあつたように今規制緩和ということで例えば3.3平米の保育室を2.5平米まで縮めてもいいのではないかといろいろ言っておりますけれども、実はそれは大した話ではないのです。なぜならば、それよりもはるかに待機児童が深刻な都市部の自治体は、自治体で独自に上乘せ基準というものを設けておまして、例えば東京都の半分ぐらいの区市町村は、3.3平米などということはやっていなくて、5.5平米とか6平米とか勝手に基準を設けて、どんどん上乘せの基準をしているのです。だから、もしこの規制改革会議が3.3を2.5にするとやっても全然意味がないのです。都市部では5.5とか設定しているその基準が変わらない限りは意味がありませんので、その自治体が独自の上乗せ基準をやっているのを何かコントロールするようなことを考えなければいけないということです。

やはりこういう規制緩和は副作用みたいなものがあるかもしれませんので、第三者評価というものを義務化する。今では東京都は全部義務化していますけれども、特に社会福祉法人などはやってもやらなくてもいいというルールになっていますが、これは全部やらせないと駄目です。質をちゃんとどちらがいいのかと見るべき。そして、今回、事務局が質の評価の資料を入れると言っていたのですけれども、入っていないのですけれども、東京都がやった調査ですと、認可保育所よりも実は認証保育所の方がはるかに補助金は低い金額にもかかわらず満足度が高いということが分かっております。第三者評価も高いのです。ですから、要はオープンにしているということが非常に重要だということでありまして、こういうものを義務化すべき。

社会福祉法人の会計は公開すべきです。これだけ税金が入っているのに公開されていないです。今は関係者が見に行くと見せてくれるというルールになっていますけれども、税金が入っているものは公開すべきで、公開すると、例えば社会福祉法人でどれぐらいオーナーが自分で中を抜いていて、保育士たちに実際に払っていないかなどということも完全

に明らかになるわけです。これは全部公開すべきで、公開して恥ずかしいようなことをやっている人は公開する前にちゃんと保育士たちにきちんと分配するだろうということですので、こういうことが重要だと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。大変分かりやすい御説明をいただきました。この後、質疑応答に入りたいと思います。どなたか御質問あるいは御意見がございましたら、お願いいたします。

大田代理、お願いします。

○大田議長代理 ありがとうございます。今の鈴木先生のお話にあったことで厚生労働省にお伺いしたいのですが、よろしいですか。

○岡議長 どうぞ。

○大田議長代理 7ページにあることなのですが、2つ目の●で、株式会社は運営費が2割程度低いと書かれていますが、これは厚生労働省でつかんでおられるデータではどうなっているかという点が1点です。

全部で3点あるのですが、2点目は、保育士の関係で、早朝、延長は保育士以外の方が入っているというお話が今の参考人のお話でありましたが、早朝とか延長の場合は100パーセント保育士でなくてはいけないという配置基準が緩められているのかどうかということの御確認です。

3番目、一番下にあります社会福祉法人の会計は公表すべきだというのは、至極真っ当な当然なことだと思うのですが、これについての御見解を伺いたいと思います。

以上です。

○岡議長 よろしく願いいたします。

○厚生労働省（橋本課長） それでは、厚生労働省の保育課長でございます。

まず、第1点でございますけれども、運営コストにつきまして設置主体別での比較をしたものはございません。今、新制度の発足に向けまして、各保育所におきます経営実態調査というものを行っている最中でございますけれども、こういったものがまとまってくればこういったところも分析できるようになるかも分かりませんが、今のところ、現在の資料としてはございません。

第2点でございますが、早朝あるいは延長の時間帯の人員配置の問題でございます。開所時間がもともと8時間というものを求めている中で、現実にはいろいろと利用者の方々の御利用の時間帯のずれ等を考慮しまして11時間の開所を何とか可能な形で運営上の配慮をしているわけでございますけれども、これに加えて、そういった早朝あるいは延長の時間帯のところに、こういった運営費あるいは延長保育の事業費の外のところで本来求められている部分以外にそういった資格のない方を置いているケースはあろうかと思っておりますけれども、運営費あるいは延長保育の事業費の中で最低限これだけは置かなければならないという配置の中には基本的に保育士で求めているところでございます。

3点目の社会福祉法人の財務諸表の関係でございますが、先ほどのお話にもございましたように、経営の透明性を確保ということは大変重要なことでもございます。現行の実施状況等も確認の上で、また私どもとして、そういった公表の範囲につきまして検討させていただきたいと思っております。

○岡議長 どうぞ。

○大田議長代理 株式会社の運営費が2割程度低いのが明らかになっていると鈴木参考人は言われましたが、それはどのデータでしょうか。

○鈴木参考人 前回の規制改革、前回というのは昔の自公政権の時代に私は保育の専門委員だったのですが、そのときにやりました実態調査でも明らかになっておりますし、いろいろな研究者のベースでは研究論文で大分低いということが明らかになっています。

1点だけ補足させていただくと、実は今の運営費のベース、毎月の幾らコストがかかっているかというベースですけれども、施設整備費とか、要するにセットアップにかかる設備に対するコストに対しては、株式会社はほとんど補助金が出ていません。それに対して社会福祉法人とか公的な企業は丸々出ている、社福はかなりの割合出ているので、そういうセットアップのコストまで含めると、相当株式会社の方が安いということが言えます。

○岡議長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 鈴木参考人に伺いたいのですが、素朴な疑問として、今おっしゃったようなところが社会福祉法人とか公立に対して補助が大きく行われているという実態の中で、株式会社の参入をどんどん促していっても、果たして規制が解消されればそれだけで参入が起きるのかというのが疑問に思ったのです。

といいますのは、それだけ競争条件が公平ではない中で、株式会社は利潤も追求しなければいけないわけですから、参入動機がそこまで高まるのかというのが素朴に疑問に思った。しわ寄せが恐らくコストを抑えるとなると、1つは例えば人件費などに向かうとなると、人を集めにくいとかという問題がないのかなと、その辺について御見解を伺えればと思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおりで、規制緩和だけではなくてイコールフットイングということが重要だと思います。でも、実際には株式会社は参入しているのです。是非ここにもう一人、山口さんは株式会社で随分参入してかなり大手でやってらっしゃる方がいますので、私が答えるより多分山口さんが答えたほうが良いと思います。

○岡議長 山口さん、お願いいたします。

○山口参考人 まず株式会社の運営費が2割低いというのは私も本当かなと思っておりまして、コスト的にはそんなに変わったものではないと思うのですが、一番違うのは、社会福祉法人さんはほとんどが零細の事業者さんで、その園長さん、理事長さん、経営者がかなり多くの給料を取っていかれるということは我々とは大分違うところでございます。

やはり参入しようと思えば、ある程度自治体が参入してもいいよということではなかなか

できませんので、同じような先ほど鈴木先生がおっしゃるようなセットアップの費用を補助してもらえらるような制度というのが必要になってくると思います。

その場合、国の方では「安心こども基金」等である程度、社会福祉法人ほど補助はありませんが、それでもある程度の補助がございますので、それをしっかりと補助していただければ十分参入は可能でしょうということでございます。

○岡議長 どうぞ。

○鈴木参考人 1点補足。先ほど2割安いというのはどういう数字かという話なのですが、前回の規制改革会議のときに、認証保育所の事業所の調査をやったのです。ですから、認証保育所のA型という認可と匹敵するような大きさのものなのですが、そのコストです。

○岡議長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 同じ数字の裏づけなのですが、先ほどから社福は役職の取り分が多いという話が結構出てくるのですが、これも何かそういう具体的なデータというのがあるのですか。

○岡議長 お願いします。

○山口参考人 これはそれぞれ自治体でしか把握していない内容ですが、3年前の保育改革の会議のときに、宮城県の課長さんがその実態をお話になっていますので、多分記録が残っていると思います。

○岡議長 大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 今の点について大変気になったのですが、社会福祉法人というのは公益性な性格があるからということで特別な法人として存在しているわけですね。ということであれば、それに対するガバナンスというか、コントロールは当然官庁でしっかり行っていかなければいけないと思うのですが、それが社会福祉法人の経営者とはいえ、一般の個人の所得の増大に使われているという話になると重大な問題なのではないかと思うのですが、厚生労働省、その点についてはどう認識しておられるのか。

というのは、株式会社は利潤追求だからけしからぬと短絡的に言う人は世の中に多いのですが、実際には株主のコントロールがあるので、経営者が株式会社を悪用してぼろもうけするというのはあまり簡単ではないように思うのですが、その点について御見解を伺えればと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 厚生労働省の審議官の鈴木でございます。

私ども、まず社会福祉法人でオーナー等の取り分が多いというエビデンス自体は必ずしもあるとは承知しておりません。基本的にどの主体であれ、きちんと労働側に分配して質のいい保育を進めていかないと、保育事業は展開できませんので、私どもは社会福祉法人であろうがどんな主体であろうが、そういったことで理解を求めています。

保育士の人材確保について、政権交代後、総理の御指示で、処遇改善の費用を補正予算

で大きく積んでいただきまして、具体的に保育者の給料を上げて欲しいということで380億ぐらい積みました。これを発出するに当たりまして、正に今問題になっておりますようなきちんと労働側に分配が行くようにしてくださいというお願いと、実際に本当にそうなったかどうかの検証を補助制度の中にビルトインしていきます。私どもの姿勢としては、そういったことで、どの主体であれ一律にやってまいりたいと思っています。

○岡議長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 これは保育に限らず社福の問題が議論されていると思うのですが、鈴木先生、大変分かりやすい説明をありがとうございました。それに対してお聞きしたいのですが、まずオーナーというのは社福である限り配当なりはないので、オーナーへの取り分というのは多分当然ない。オーナーだけであればない。これは正に関連者取引とかそういうところの話を多分言っておられるのだらうと。

○鈴木参考人 そうではないです。

○佐久間委員 すみません、まだ少し続きます。それと社福会計の公表が重要だということなのですが、実際社福の財務諸表が公表されればそれが分かるのでしょうか。つまり、オーナーへの取り分とか、役職者への取り分という財務諸表だけ見れば、保育士なり、そういう一般経費とは別に理事への報酬というのがはっきりそこに書かれているのでしょうか。その辺が分からなかったので教えていただければと思います。

○岡議長 お願いします。

○鈴木参考人 今の御質問からよく御存じなのではないかと思うのですが、理事長は確かに配当がないです。でも、実態としましては園長という形で理事長の家族が入ってくるというのが非常に一般的なケースで、役員という形で子供とか親戚がどんどん入ってくるというのがかなり同族、家族経営が多い社福というものの一般的な形態だと思っています。

それが社福会計を公開すると分かるのかということですが、おっしゃるとおり、非常に不十分な会計ですので、細かくそのことが分かるというわけではない。ただ、役職手当はさすがにありますので、どれぐらい役職手当というところの金額が載っているかとか、特に内部留保が非常に社福は多いということが知られていますけれども、内部留保がどれぐらいなのかということで、そこから類推として保育士の給与がどれぐらい低いかというのはかなりよく分かるのではないかと考えておりますが、不十分だということは確かだと思いますので、もっとダイレクトにやるのであれば、解雇の方で検討されていたことがあるのですが、労働分配率とか、給与で一体幾ら払っているかということまで公開させるというようなことを考えてもいいかもしれません。何か補足はありますか。

○岡議長 次、鶴委員、どうぞ。

○鶴委員 どうもありがとうございました。先ほども非常に明快な御説明をいただきました。通常、経済学では価格の規制の問題と参入の問題、高コスト構造というのは、大体その3つが全部一体となって、この3つの問題を起こしているケースは非常に多いのだと思

うのです。ただ、今日、保育の問題で、少し3つの話が別々に考えていったほうがいいのではないかとお話を聞いて思いました。

1つは、非常に分かりやすい説明として、価格が自由化されていない。あまりにも安すぎるから物すごく行列ができていますと、この解消は、価格を上げることによって行列がなくなるということですね。ただ、今の今日の御説明では、価格を自由化されるということは多分ここでは御主張されていないのだと思うのです。だから、非常に原理的に分かりやすいのですけれども、別にそれでやろうとしていない。

もう一つ、高コスト構造というのは、参入規制に非常に関係があって高コスト構造になっているかという、公的な保育所のいろいろな問題、先ほど御指摘された話というのは、正に税金で補填されているという部分は非常に大きいという問題なのです。そうやって考えてくると、今、待機児童を解消するためには、参入の問題をどうするのか、株式会社の話。株式会社が入れば、より安いコスト構造。これはもちろんいいことだと思うのですけれども、高コスト構造の話と価格の話というのが、今、規制改革会議で議論している話とどういふふうにかかわってくるのかというところが私はやや分かりにくくて、ずばり参入規制の話というところで少し議論を絞り込まないと、何となく横道にそれてしまうという印象を持ちました。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

○鈴木参考人 ごく簡単にお答えしたほうがよろしいですか。

○岡議長 コメントがあればいただきたい。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、少し分かりづらかったと思うのですけれども、本来あるべきものは価格自由化をやっても全然問題ないと思っているのですけれども、今回の場合は、そちらの方が政治的に難しいだろうということで参入規制の話に持っていきましたけれども、実は価格の方も自由化するというのが、ハードルが高ければ、もう少し上げるということを考えてもいいのではないかと考えていまして、例えば自治体に行っている保育課長などに話を聞くと、本音のベースでは本当は上げたいのです。もう20年も上げられないとかという自治体が結構あるのです。だけれども、なかなか保育団体もうるさいし、保育労組もうるさいので、反対が多くて上げられない。これを例えば国とか都とか、そういうベースでもう少し本来の基準に上げろということを書いてくれば、それを言いわけに結構上げられるのということをする自治体は結構多いです。

それは規制緩和と言うかどうか分かりませんが、しかし、誰かがそれを参照すべき、アドバルーンを上げないと彼らも動けないという状況にありますので、国が音頭を取って、もう少し価格を上げる。もちろん、弱者は上げなくていいのですけれども、もう少し価格を本来あるべきものに近づけるというようなことは言うというのは一つ方策としてはあり得るのではないかなと思います。

○鶴委員 その利用者側は、要は安い料金で利用できている人、国が宝くじを配っている

ような状況なわけですね。当たらなかった人は高い料金を払っている。そういう状況を改善するために、今よりももちろん料金は高い料金を払っても構わないからとにかく預けたいと思ってらっしゃる方が大多数という理解で思っていてよろしいのですか。それともとにかく預けるのだったら安い費用でと、どうしてもそこにこだわってらっしゃるのか。そこが利用者はどういうふうにお考えになっている方が多いのかというのがどのような形で把握されているのかお教えいただければと思います。

○岡議長 お問い合わせいたします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 利用料の問題でございますけれども、御案内のように保育というのは医療とか介護と同じような社会基盤のサービスだと思っています。例えば医療と介護のような公的サービス、これとは保育サービスと比べて利用料を比べてみますと、マクロの数字ですけれども、医療では十数パーセント、介護でも10パーセント程度です。これに比べて保育というのは25パーセントぐらいになっています。そうしますと、公的なサービスという観点から利用者の方々が、保育が各段に利用料が安いとお考えになっているかどうかというのは、よく比較してみないと大変危険な議論ではないかなと思います。

正に先生おっしゃったように、今、保育が直面している問題は、むしろ量的なサービスが圧倒的に不足しているのです、これを国と自治体が力を合わせて足元から一刻も早くサービスを増やして行って、利用者のニーズに応える。そういうことをやるためにどうしたらいいのかというのが基本的な課題認識ではないかと思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 鈴木先生の御説明の8ページに認可保育所入所者の所得分布がございますけれども、これは確かに低所得者も認可保育所に入ってもらえますけれども、高所得者も多いことが分かります。今、認可に入れない方というのはパートの方が多くて、しかも認証にも入れないという方々が多い。そして認可保育園の利用料が安く、認証の方がはるかに5万円と高いということで、こういう構造が続いているということは非常に問題であると思っています。やはり格差是正のためにも、若年層は保育園に入れなければ就業機会を得られないという就業機会とリンクしている状況になっておりますので、とにかくこの認可と認証の格差を是正していくということが非常に求められるのではないかと思います。これは横浜市では少し工夫されているので、東京都に関してもこういった工夫をできないかということがまず言えるのではないかと思います。

もう一つは、先ほど鈴木先生からも御紹介がありましたが、質というと面積と保育士配置ということで割と形式的な議論であると思うのですが、もちろんそれは確保できればいに越したことはないわけなのですが、一方で、御紹介があったように、利用者の調査結果を見ますと、認可と認証を比べるとほとんどの項目で、例えば安全対策が十分にとられているとか、一人一人の子供が大切にされているか、提供されている食事は子供の状況に配慮されているか。これはいずれも認証の方がレベルは上回っているということで、質

ということをもう少し形式的ではなく実質的な評価の基準を作る。例えば私ども、大田代理の主張で3番目に質の評価を充実させていくというところがありますけれども、もう少しそういったことを念頭にこういう問題を考えていく必要があるのではないかと思います。

あと認証保育園にいらっしゃる保育士以外の方々も保育士資格を取りやすくしてあげるというような方向で、この2年間で子ども・子育てシステムに向けて準備をしていくわけですから、今、保育士不足の問題がありますので、そういった方々も取りやすくしていくような先取りでやっていくような仕組みも考えていただいて、保育士の資格の取得をしやすい、資格を取得できるような方向での規制緩和も是非御検討いただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。今の最後の部分にもしもコメントいただければ。厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省（鈴木審議官） 翁先生の御指摘、非常に重要な点だと思っています。認可と認証の利用料の格差、これは正に先生がおっしゃったように自治体が認可の利用料を下げるために上乘せをいっぱいやっている一方で、認可外はそれをやっていませんので、これは私どもも望む方向としては、自治体がそこら辺を埋める努力、逆に今の認可の利用料を上げていって、認可外の利用料を下げていくような努力は是非お願いしたいと思えますし、国がそれに対してできるような支援があればやっていきたいと思えます。

質の問題で、東京都の認証の方が認可よりも質が高いという調査結果にお触れになりましたけれども、私ども比較調査をきちんとやったものが調査結果としてあるのかどうか、不勉強ながら承知しておりませんので、もしもそういうのがありましたら御提示いただければありがたいと思えます。

そして、資格を取りやすくするというのは正に大事な話でありまして、たびたび引用して恐縮でございますけれども、政権交代後の補正予算の中でも、認可外で働いてらっしゃる方々が保育士資格をできるだけ早く取れるようには助成措置を講じておりますし、他にどんなことができるのか、できる限りのことをやってまいりたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 短くします。仮に鈴木先生のスキームで価格自由化と参入自由化をした場合、直接投入ということでおっしゃっておられましたけれども、いずれにせよ国にしる、地方にしる、運営費補助は出ているわけだから、完全な自由化はできないわけですね。それに加えてさらに直接投入となると、追加的な財政負担というのがあると思うのですけれども、どのぐらいだと数字はお持ちなのでしょう。

○鈴木参考人 あります。もう一つ、論文をつけておりますけれども、財源不足下で云々という論文ですが、これは前回の規制改革会議のときに完全な価格自由化ではありませんけれども、価格をある程度上げて参入を自由化するというのをやった場合にどうなるかというシミュレーション。少し難しい論文なのですが、公費投入はむしろ減ります。つまり、ここでやっているのは何かというと、待機児童対策をするわけですが、そ

の待機児童対策をするのは、東京都の認証保育所的な、あまり公費が出ていかない形のものに、多少公費を入れるわけですけれども、そういうものでふやすということをするわけですけれども、価格が上がります。価格を少し上げられますので、そうすると、公費の投入量が減りますので、全体の価格は増やしたもののだけ上げるというわけにはいかないので、価格をある程度上げるのです。そういうことをしますと、新たな公費は全く不要であるというのが結論です。

○岡議長 ありがとうございます。

金丸委員、お願いします。

○金丸委員 鈴木先生に質問があるのですけれども、4ページ目に一人当たりの月当たりの運営費が50万円と29万円と書いてございますけれども、この両方、例えば50万円に占める人件費額というのは幾らになるのでしょうか。

○鈴木参考人 いろいろな計算方法があって、いろいろな研究があるのですけれども、大体8割とか9割です。ほとんど人件費なのです。

○金丸委員 そうすると、公立の保育所の方が人件費は高く、今おっしゃられた私立の認可保育所は金額が減ると。さらに7ページでは、株式会社の運営費が2割安いと書いてあったので、そうすると、株式会社も8割ぐらいが人件費ですか。

○山口参考人 比較の仕方が非常に難しいのですけれども、人件費そのものはそんなに変わらないのです。先ほども申し上げましたけれども、社福の場合は人件費率が高いと言いながら、そこに占めるオーナーの取り分が高いのです。一般職員の人件費はそんなに株式会社でも社福でも変わらないということでございます。

○金丸委員 そうですね。私も山口さんの会社ではないのですけれども、違う株式会社で社外役員をずっとやっていたのですけれども、そのときの経験で見ると、保育士さんの給与は、あまりにも大変な仕事の割に待遇は低いので、そうすると、運営費の中に占める人件費の差というのは、現場の保育士さんの給与ではなくて、それ以外の方の人件費だと理解していいですか。

○山口参考人 必ずしもそれだけではないと思いますが、大半はそういう要素が強いかと思えます。

○金丸委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木参考人 補足すると、公立と私立でなぜこんなに違うのかという話なのですけれども、公立は御存じのとおり公務員ですので、非常に高いと思うのです。私立の方は、実は私は低いぐらいだと思っていまして、というのは、保育単価というのが決まっていまして、大体28歳とか、それぐらいの人の頭割りで補助金があるというシステムになっていますので、それを超えると賃金プロファイルが高くなるので、むしろ経営者にとっては足が出てしまうというか、要するに単価は28歳ぐらいのもので来るのに、30歳だと高くしなければいけないので赤字になるので、私立の保育所の一番重要なことは、肩たたきなのです。そろそろいいお嬢さんがいるよと言って、肩をたたいて早くやめてもらうというのが彼らの

人事管理の要諦でございますので、そういう意味では非常にいびつで人件費を低めているという構造があります。では、その差額はどこにあるのかというのは、会計が明らかではないけれども、他のところで取っているということが明らかだと思います。

○金丸委員 ありがとうございます。我々規制改革会議の目標というのが、向こう2年間で待機児童ゼロという目標を掲げているのですが、鈴木先生のお話をお伺いすると、この目標は的外れとお考えですか。

○鈴木参考人 待機児童ゼロという目標をどうやって達成するかですけれども、待機児童を目標にすると非常に言いわけがいっぱいできてしまうのです。つまり、待機児童2万5,000人を解消しようと思っいろいろなことをやったけれども、新たな人がやってきましたと幾らでも言いわけができてしまうので、私は潜在的待機児童対策を何パーセントやるかということを目標にしないと、幾らでも言いわけができるのだと思います。

○岡議長 ありがとうございます。まだ議論は尽きないと思いますが、予定の時間が参りました。この保育は、私どもの会議にとって最優先案件の一つとして、保育チームを作って取り組んでおります。鈴木先生と山口先生にも参考人で御参加いただいているわけがあります。また、厚生労働省におかれても、この問題の解決のために、真剣に積極的に取り組んでおられると認識しております。先週金曜日の産業競争力会議においても、田村厚生大臣からも非常に前向き積極的な御発言が多々ありました。是非この問題解決に向けて一緒になって取り組んでいきたいと思っております。引き続き、保育チームが中心となって論点整理等々をしながら、本会議でまた議論していただきますので、場合によっては、また御足労をお願いするようなことになるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

冒頭、保育チームのヘッドである大田議長代理から、資料3の厚生労働省に対する請求資料一覧というのがございます。このまま厚生労働省の方に資料提出を請求したいと思っておりますが、皆さんよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。では、後ほどお届けすることになると思っておりますが、一つよろしく御協力をいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

大臣が御欠席ということだったのですが、急遽駆けつけていただきましたので、一言御挨拶いただきます。

○稲田大臣 本日は、国際先端テスト、石炭火力のアセスメントの問題、非常に注目されている保育の問題について精力的に御議論いただきまして、御礼申し上げます。

規制改革は、今マスコミからも非常に注目をされています。ワーキング・グループでの議論も含め、私も時間の許す限りは参加させていただいていますが、この会議が事務局も含めて士気高く議論させていただいていることに非常に感謝いたしております。

また、本日、冒頭出席させていただく予定をしておりまして、金曜日の夜の段階で、冒頭出席することではなくて別件を優先するというように決めたのです。その事務連絡が十分でなかったために、冒頭少し混乱を来したということをお聞きいたしまして、議長、委

員の皆様方にお詫びを申し上げたいと思います。以後、このようなことがないようにいたしたいと思います。

また、規制改革会議の議論については、出席できなかった場合も常に事務局から報告させ、また議事録もいつも見させていただいておりまして、委員の先生方の本当に士気の高い議論に感謝するとともに、期待もしております。私も一緒になって、突破力だけはあると思っていますので、皆さんとともに頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡議長 どうもありがとうございました。

以上で議事は全て終了しましたが、事務局、何かございますか。

○滝本室長 次回の会議の日程は、調整の上、改めて御報告させていただきます。

○岡議長 それでは、これで会議を終了させていただきます。お忙しいところありがとうございました。